健康管理システム等標準化検討会(第1回) 令和3年11月12日 【資料6】

今後の進め方について

事務局提出資料

1. 検討会・WTでの検討プロセス(令和3年度)

①たたき台(機能・ ②たたき台(機能・帳票要件)検討 帳票要件)作成 作業概要 事務局にて標準仕様書(案) WTを通じて、たたき台を基 ベンダ分科会を通じ にした検討を行う のたたき台となる機能・帳票 て、WTで検討した内 要件を準備 容の意見照会を行う WT構成員の意 機能要件の運用 見を反映した「 イメージを確認で たたき台」 きる「たたき台」を 作成 業務フローたたき台 業務フローたたき台 業務フロー回答書 自治体の調達仕様 WT構成員の意 書を基に「たたき台 見を反映した「 |を作成 たたき台」 アウト 機能・帳票要件たたき台 機能・帳票要件たたき台 機能•帳票要件回答書 プット

③標準仕様書(案)の

たたき台の取りまとめ

WT及びベンダ分科会での 検討内容を基に、検討会に て標準仕様書(案)のたたき 台を決定

検討会構成員の 意見を反映した「 たたき台」

業務フローたたき台

検討会構成員の 意見を反映した「た たき台」

機能・帳票要件たたき台



制度面への反映等、 継続協議事項があれ ば取りまとめる

継続協議事項

適宜反映

各WTは、2回程度の実施を

業務フローをリファレンスしな がら、標準仕様(案)を検討

想定

2. 標準仕様書作成に向けた考え方

○全体整理を行った上で、デジタル庁より示されている以下の「標準化の具体的な内容」の分類単位に整理する。

<凡例> ○:対象、△:参考、×:対象外

	へんけん ○・対象、△・多句、△・対象、□・						
検討分類			標準対象	検討状況/方向性等			
業務フロー			Δ	業務の運用イメージを確認でき、自治体様、ベンダ様へ共通理解を促すため の標準的な運用モデルとして定義する。			
	機能要件		0	最も効率的な運用を検討し、標準化する機能を定義する。			
機能要件	画面要件(専ら操作性)		×	カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、原則標準化範囲外と定義する。			
	帳票要件(外部・内部)		0	最も効率的な運用を検討し、標準化する帳票を定義していくかたちを想定して			
		出力項目	0	いるが、健康管理においては国から省令様式や参考様式が示されている帳票がほぼ無い中で、どのように出力項目やレイアウトを定めていくかが検討ポイントである。引き続き自治体様、ベンダ様のご意見も加味しながら精査を行う。			
		レイアウト	0				
	データ要件		0	中間標準レイアウト仕様を踏まえ、基幹システム内で管理するデータの項目や内容等を定義する。(※)			
	連携要件		0	地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、他システムと連携するデータの 項目や内容等を定義する。(※)			
非機能要件	可用性、性能・拡張性、運用・ 保守性、移行性、セキュリティ、 システム環境・エコロジー		0	令和2年9月に内閣官房IT室より提示された「地方自治体の業務プロセス報システムの非機能要件の標準(標準非機能要件)」に準じる方針とする 康管理システム独自に定義が必要な非機能要件があれば定義する。			

[※]地方自治体の業務システム間や他の行政機関等との横断的なものであることから、デジタル庁が制度を所管する厚生労働省 及び関係団体の協力を得て詳細化する。

3. 標準仕様書作成に向けた考え方

○3類型と地方自治体、ベンダの考え方

それぞれの類型に対する地方自治体、ベンダの考え方を以下に整理する。

分類	類型		説明	地方自治体	ベンダ
	類型1	実装すべき機能 (実装必須機能)	標準仕様として実装が必須となる機能	要求可能	実装必須
	類型2		標準仕様として実装が不可となる機能	要求不可	実装不可
標準化		(実装不可機能)	(標準仕様書に明示)		
新型内 範囲内		実装してもしなくても 良い機能 (実装オプション機能)	オプションとして実装しても良い機能	要求可能	実装任意
	_	上記以外 (仕様書に規定なし)	標準仕様書に規定していないが、実装が不可となる	要求不可	実装不可

- ①3類型に分類されていない機能(標準仕様書に規定されていない機能)は、原則、類型2と同様のものとして位置付ける。
- ②標準化範囲外の機能は、健康管理システムと疎結合したかたちで別に構築し、API等による連携を可とする。
- ③類型1、類型3について、システムへの実装方法は問わない。
 - ③の例)「予防接種済証を一括出力できること」の要件について、「一覧表示画面で確認後に一括印刷する」、

「あらかじめ指定した条件で自動的に一括印刷する」という具体的な実装方法は問わない。

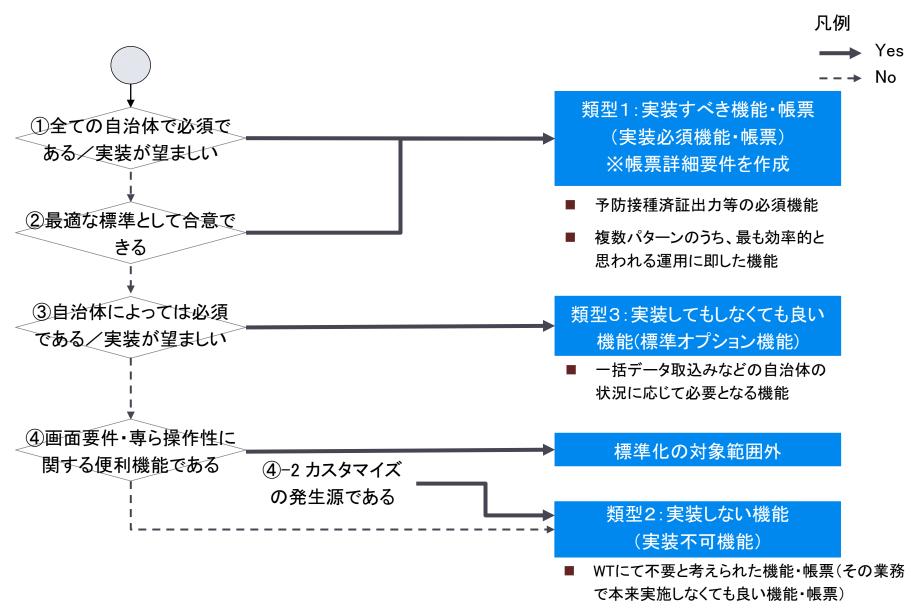
4. WTでの標準仕様案(機能・帳票要件)の考え方(判断基準)

○3類型考え方

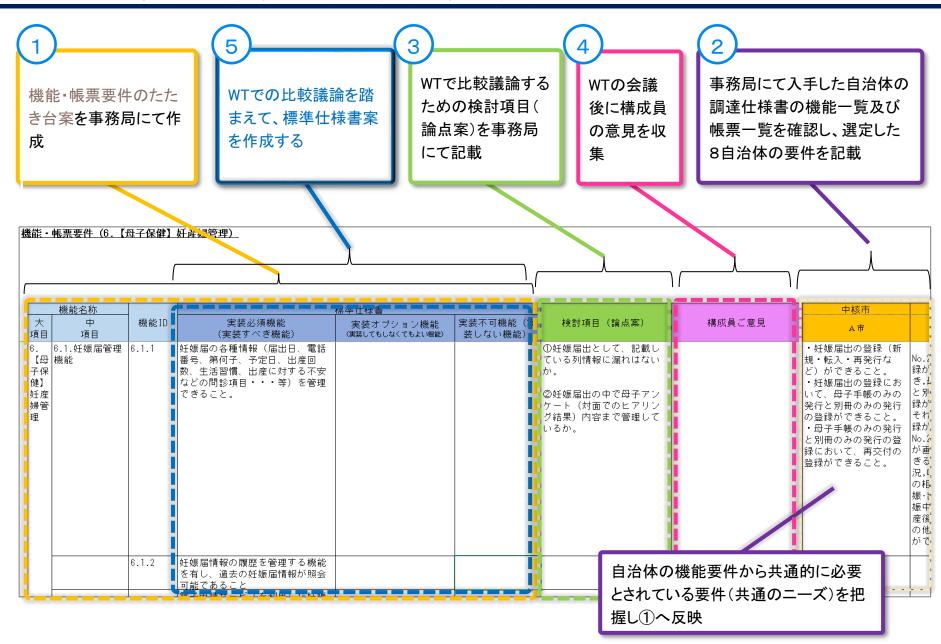
【類型1】	全ての団体で必須機能である/実装が望ましい	・当該機能・帳票がないとシステム化の意義が薄まる/全団体で効率化や住 民サービス向上の効果が得られるため、必須又は実装が望ましい機能・帳票 を定義できる				
実装すべき機能(実装必須機能)	最適なものとして合意できる	・団体の業務運用が複数パターンあることに起因して機能・帳票要求に差がでているが最も効率的な/本来あるべき運用に沿った機能・帳票を定義できる・法解釈の差異や自治範囲となる運用方式に起因して機能・帳票要求に差が出ているが、標準化の指針を厚生労働省として提示できる(WTで結論が出せないものを想定)				
【類型2】実装しない 機能 (実装不可機能)	利用頻度が少ないものや 代替手段が可能なもの/法 改正等により不要となった もの	・団体の内部で利用する帳票や集計など、EUC機能やEXCEL等の代替手段があるもの ・法改正や通知等により利用必要がなくなった管理項目や機能・帳票(未利用なった管理項目はデータ移行の対象外となるため、実装しない機能として扱う)				
【類型3】 実装しなくても良い 機能 (実装オプション 機能)	団体によっては業務上の 必要性が認められる/実 装が望ましい	・全ての団体で必須ではないが、政策/条例/住民サービスの実施方式により、一部の団体においては必須である・全ての自治体で必須ではないが、自治体の規模によっては対象のデータ数が数万件に達するなど、当該機能・帳票がないと業務が非効率的になることがWTにて認められる・全ての団体で必須ではないが、団体の規模によってはデータ数が数万件に達する/団体の組織体制(機能を集約している、支所があるなど)/外部委託の有無など、当該機能・帳票がないと業務が大幅に非効率になる				

5. WTでの標準仕様案(機能・帳票要件)の考え方(判断フロー)

OWTにて、機能・帳票要件を基に標準仕様案を検討するに当たっては、以下の流れを基本とする。



6. WTでの検討材料(機能・帳票要件:機能要件)



7. WTでの検討材料(機能・帳票要件:帳票要件、帳票詳細要件)

帳票要件

